

別紙1

監査報告書

令和 3 年 5 月 6 日

社会福祉法人 守人会

理事長 守山キミ江 殿

監事

相木俊和



監事

宇田 初江



私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

3 付記事項

コンプライアンス（法令遵守）とガバナンス（組織管理体制）について

（1）理事長について

理事長守山キミ江においては、高齢により既に業務遂行能力の衰えが認識され、業務

を行える状態に無く、埼玉県福祉部福祉監査課からも同様の指摘を受け、交代等の協議を進めるよう促されているが改善が見られない。令和1年9月13日「社会福祉法人の許可について」の一部改正により、「精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」は、評議員又は役員に就任することができなくなった。

そのため、令和1年12月6日開催の理事会において、当人へ医師の診断書の提出を依頼するも提出されていない状況が続いている。

法人業務遂行の適正化を図るためにも、適切なガバナンス体制の構築が必要と考える。また、同人の役員報酬についても、見直しを実施する必要がある。

(2) 是正項目について

理事長守山キミ江のタクシー利用については、業務執行に伴う出勤以外の利用が見受けられた。業務以外の利用については自己支払いとすること。

携帯電話契約について、業務使用とは認められない個人使用の携帯電話契約がありました。即刻是正してください。

(3) 施設長(管理者)について

施設長守山里香においては、令和2年10月より出勤が無い状態が続いている。法令や各基準に従い適切な対応を求めます。

(4) 従業員の労働時間について

従業員の労働時間に当初から時間外労働を含めた勤務表が作成されている。長時間労働に対する健康被害が懸念されるため、労働時間や労働環境についての見直しを実施する必要がある。

以上